

調布市ふるさと納税返礼提供事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税返礼提供事業者及び返礼（品やサービス）を広く募集するに当たって、その採用基準を定めること

2 返礼提供事業者の要件

以下の全ての要件に適合すること。ただし、以下の全てに適合した場合であっても、市が適当でないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 市税等の滞納がないこと
- (2) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第3号に規定する暴力団員、同条第5号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団関係者ではないこと
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと
- (5) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのないもの
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと
- (7) 各種法令に沿った生産、製造、製作、又はサービス提供等をしていること
- (8) 原則として、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、市が運営支援業務を委託している事業者（以下、「委託事業者」という。）が指定するシステムを利用した受注管理が可能であること
- (9) その他、市長が適当であると認めるもの

3 認められる返礼（品やサービス）の要件

以下の全ての要件に適合すること。ただし、以下の全てに適合した場合であっても、市が適当でないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当するものであること
ただし、総務省からの通達等により、変更後の基準に合致しなくなった場合には、返礼の取扱を終了することがある。
- (2) ふるさと納税ポータルサイト事業者が定める掲載基準に適合すること
- (3) その他の条件
以下のアからエのすべてに適合すること
ア 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守していること
イ 配送に十分耐えるものであり、飲食物の場合においては、原則として、返礼品の到着の際に一定期間の賞味（消費）期限が保証されていること
ウ サービス提供については、一定の利用期間を設けるものとし、最長でも1年以内の期限の設定とすること

エ 市の魅力を発信し、産業振興につながる要素をもつ品やサービスであること

(4) 返礼の価格

以下のア及びイのすべてに適合・合意すること

ア 市への提供価格は、商品代に諸経費（梱包代・箱代及び消費税等）を含めた価格とする（送料は含まない）。

イ ポータルサイトへ掲載する寄附金額は、市への提供価格の4倍（千円未満切り上げ）を基本として、市が決定する。

4 委託事業者について

寄附受付に係る業務のほか、返礼等の開発や発注・配送管理、問合せ対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に行うため、返礼等取扱業務全般を委託事業者へ委託する。返礼提供事業者はこのことについて合意すること。

5 申請方法

申請に当たっては、調布市企画経営課若しくは、委託事業者へ初回の相談を行うこと。

併せて、調布市企画経営課及び、委託事業者のそれぞれに必要な書類を提出すること。

市へ提出する書類

(1) 調布市ふるさと納税返礼提供事業者登録申込書兼誓約書（様式1）

(2) 添付書類

ア 市税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書等）

事業主体		納税証明書の種類
法人	市内	法人市民税納税証明書
	市外	法人都民税納税証明書
個人事業主		市民税・都民税納税証明書または非課税証明書

イ 会社案内やパンフレット等（HP等の印刷でも可）

ウ 許認可の必要な業種の場合、許可証の写し（保健所の営業許可証等）

委託事業者へ提出する書類

別に定める。

6 募集期間

随時

7 その他の留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼（品やサービス）の送付以外の目的で使用出来ない（ただし、返礼の発送時に同封した商品カタログやチラシ等により改めて寄附者から商品申し込みがあった場合等で入手された個人情報は除く）。

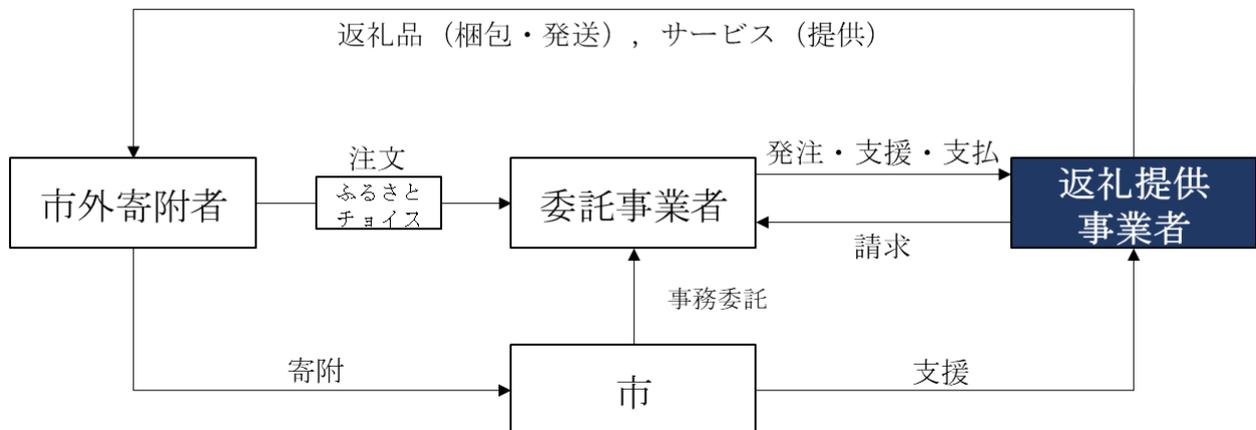
(2) 返礼の登録が認められた場合であっても、要領に記載の条件を満たしていないことが判明

した場合や、返礼としての取扱に支障がある事由が生じた場合は、返礼としての取扱を終了することがある。

- (3) 返礼の質や発送等に関する苦情や補償に関し、市は一切責任を負わない。返礼提供事業者及び委託事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、内容について速やかに市及び委託事業者に報告すること。
- (4) 登録後は、返礼提供事業者から申し出がない限りは、原則として次年度以降も登録が継続するものとする。ただし、一定期間寄附が集まらない返礼の提供事業者に対しては、継続意思の確認のうえ、市として返礼の見直し検討を行う場合がある。
- (5) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、調布市で協議のうえ決定する。

8 参考

ふるさと納税の返礼に係る体制イメージ図



9 申込・問合せ先

調布市行政経営部企画経営課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7368, FAX：042-485-0741

Eメール：kikaku@city.chofu.lg.jp